

厚生労働省発医薬 1016 第 26 号  
令和 5 年 10 月 16 日

薬事・食品衛生審議会会長  
奥田 晴宏 殿

厚生労働大臣 武見 敬三  
( 公 印 省 略 )

## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

「4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2, 2, 2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル 5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤」に関する毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について

厚生労働省発医薬 1016 第 26 号  
令和 5 年 10 月 16 日

薬事・食品衛生審議会会長  
奥田 晴宏 殿

厚生労働大臣 武見 敬三  
( 公 印 省 略 )

## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

「1-(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-*a*]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1 *H*-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤」に関する毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について

厚生労働省発医薬 1016 第 26 号  
令和 5 年 10 月 16 日

薬事・食品衛生審議会会長  
奥田晴宏 殿

厚生労働大臣 武見 敬三  
( 公 印 省 略 )

## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

「2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト 5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）以下を含有するものを除く。」のうち、マイクロカプセル製剤（30%以下のダイアジノン含有するもの）に関する毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について